

保護者 各位

習志野市こども部児童育成課長

9月の放課後児童会の対応について（第3報）

平素より本市放課後児童会の運営に御理解、御協力を賜り御礼申し上げます。

このたび、緊急事態宣言が延長されたことに伴い、9月の放課後児童会の追加対応について御連絡します。

子ども達の感染拡大防止を図るため9月1日から緊急事態宣言期間中、児童会の利用を全て自粛していただいた場合は、放課後児童育成料及び放課後児童会利用者おやつ代について、下記のとおり減免を行いますので、該当される方は申請書の提出をお願いします。

今後も、自宅での見守りが可能な場合は、家庭での保育について、御協力をお願いします。

記

1. 放課後児童育成料及び放課後児童会利用者おやつ代の減免について

期 間	減免額
9月全日自粛	全額減免
9月1日～12日の期間自粛	半額減免
9月13日～30日の期間自粛	半額減免

＜減免の手続き方法＞

- ①上記の期間自粛をされた方は市ホームページ（キーワード検索で「放課後児童会の対応」と検索）から申請書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ児童育成課に郵送等で提出してください。
- ②児童育成課で登室実績確認後、減免決定及び還付となります。よって、9月分は一度、口座振替等でお支払いをしていただき、10月下旬以降に減免額を還付する予定です。

2. おやつについて

緊急事態宣言中の放課後児童会でのおやつ提供につきましては、感染拡大防止の観点から、引き続き、持ち帰りの対応とさせていただきます。御理解・御協力をお願いします。

ただし、17時以降に在室している児童につきましては、保護者様の申し出により、感染症対策を徹底したうえでおやつ提供を行います。

17時以降のおやつ提供を希望される場合は、連絡帳や電話等で各児童会の職員にお知らせください。

3. 保護者の皆様へのお願い

(1) 子どもの体調が悪い場合

- ・かぜ、発熱等の症状がある場合は登室を控えるとともに、かかりつけの医療機関に電話等で御相談ください。
- ・児童会における検温で発熱が確認された場合などは、緊急連絡先に連絡をさせていただきますので、速やかにお迎えをお願いします。

【かかりつけ医がない等、相談先に困った場合】

- ・習志野市のホームページを御参照ください。
※トップページにあるキーワード検索で「発熱 相談」と検索

(2) 児童育成課へ御一報いただきたいこと

- ・児童会児童及び同居の御家族が以下の状況にある場合、早急に児童育成課(453 - 7379)まで連絡してください。各児童会へは、児童育成課から連絡します。
※休日は市役所代表番号(451-1151)に連絡していただき、「早急に児童会担当へ連絡を取りたい」旨を伝えていただければ、折り返しの電話をします。

○新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は、濃厚接触者に特定された場合

○医師や保健所の指示等でPCR検査及び抗原検査を受ける場合

4. 学校の臨時休業や当該児童会児童の感染等が確認された場合

①臨時閉室について

- ・学校が臨時休業した場合や児童会での対応が必要となった場合は、原則臨時閉室になることを御承知おきください。
- ・臨時閉室の決定後、緊急連絡メールにて第一報を配信します。
- ・学校が学級閉鎖や学年閉鎖となった場合、閉鎖された学級・学年の児童は閉鎖期間中の登室はできません。
- ・知り得た情報等に対しては、人権擁護の観点から冷静で配慮ある行動をお願いします。

②お迎えについて

- ・臨時閉室の第一報後、速やかにお子様のお迎えをお願いします。お迎えに来られるまでは、安全対策を取りながら保育を行ってまいります。
- ・感染予防の観点から保護者の方のお迎えの通路等を変更させていただく場合がございます。職員の指示に従って行動していただきますようお願いいたします。

5. その他

放課後児童会の運営にあたっては、「放課後児童会における新しい生活スタイル〈習志野市版〉」に基づき、毎日の健康管理（検温等）、マスクの着用、換気の徹底、手洗いの徹底、飲食時の黙食等の感染予防に取り組んでいます。

御家庭におきましても感染症予防対策に御協力をお願いします。

【問い合わせ】

習志野市児童育成課

047-453-7379